

農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想

令和5年9月

三 田 市

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

- 1 三田市は、兵庫県南東部に位置し、神戸市の市街地より北へ25km、大阪市より北西へ35kmの圏内にある。市域は、東西約20km、南北約18km、総面積210.22km²を有している。地形的にみると、北部から東部にかけて標高が相対的に高く、500m～700mの山岳が位置し、耕地は、北西から南東を貫流する武庫川本流域及びその支流と南部丘陵地に開けている。気候は瀬戸内海性気候に属しており、年間降雨量は、1,500mm前後である。気候は、神戸市とくらべて最高気温や平均気温に大差はないが、盆地の地形から最低気温は、かなり低くなる。
- 2 市の農業構造においては、このような有利な都市近郊の立地条件を活かした生鮮食糧基地として、米を中心に野菜（ピーマン、トマト、山の芋、うど、黒大豆枝豆等）、茶、花き、酪農、肉用牛等が基幹作物となっており、阪神地域等の市外大消費が近接していることでの有利な販売をしているほか、市内における消費人口の増加に伴い、地産地消に向けた取り組みが進められている。近年までの市内の急激な人口増加、その一方において農地の減少が著しく、さらに都市近郊に立地し他産業就業機会にめぐまれている関係上、兼業化が進み、若年労働力の流出や担い手の高齢化を招き、農業面に影響を及ぼしている。

農業生産は、相対的にコストが高い等の問題を抱えている中で農業所得の引上げと安定を図るには、収益性の高い作物を生産し消費者へのニーズに応じた安全で良質な農畜産物をより合理的な価格で安定的に供給し、地域特産品として、付加価値の高い加工製品の多様な生産に対する取組が必要とされる。

また、従来の農業機械等への過剰投資を改めて共同利用施設を含めた生産近代化施設の整備の促進及び農地の整備と団地化を促進すると共に経営規模の拡大を図り、低コストで生産性の高い産業として自立し得る土地利用型農業の経営改善を中心に施設利用型農業等需要の動向に即した生産体制の整備、流通体制の改善を推進する必要がある。なお、環境面においても、水質保全が重要になっており、し尿や生活雑排水を処理する農業集落排水の整備や有機肥料の活用による土づくりの推進により環境への負担軽減に配慮した持続的な農業生産の確立、推進を図っていく。農業政策転換期を迎えて今後の水稻作経営は、容易なものではないがこのような時期こそ経営基盤強化に努め、品質の差別化、高付加価値化等により多彩な展開が求められる。

- 3 市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業と

して選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。具体的な経営の指標は、市及びその近隣市町村において、現に成立している優良な経営の事例を踏まえ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者一人当たり概ね440万円以上）、労働時間（主たる農業従事者一人当たり概ね2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

- 4 市は将来の農業を担う若い農業経営者の確保に向け、新規の就農者が技術や経営能力に見合った規模による経営を推進し、順次拡大することによって、将来の効率的かつ安定的な農業経営が実現できるよう、支援するものとする。具体的な経営の指標は、市及びその近隣市町村において、現に成立している優良な経営の事例を踏まえ、新たに農業経営を営もうとする青年等の新規就農者が、地域における他産業従事者と均衡する年間総労働時間として、主たる従事者一人当たり1,800時間程度の水準を達成しつつ、生活に要する所得水準を勘案して、就農後概ね5年後の経営の目標は、主たる従事者一人当たり概ね200万円とする。

また、若い農業経営者の意向その他農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者、地域集団、団体が地域の農業振興を図るためにする自主的な努力を助長し、意欲的に取り組む農業経営者を支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。さらに、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター、農地中間管理機構等（以下、「関係機関」という。）と連携し、濃密指導を行う為の体制の強化、望ましい農業経営を目指す農業者や地域集団の各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携を図れるよう誘導する。

次に、土地利用型農業については、地域の営農状況、就労状況等を勘案し、地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）の策定・見直しに向けた地域での話し合いを進め、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第4条第3項に規定する農業経営基盤強化促進事業（以下、「農業経営基盤強化促進事業」という。）及び農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項に規定する農地中間管理事業（以下、「農地中間管理事業」という。）の積極的な活用により、利用権の設定等及び農作業の受委託等の積極的な促進を図り、農用地の面的にまとまった形での利用集

積による経営規模の拡大を進める。

又、生産組織は、農地所有適格法人等の組織経営体への発展として重要な位置づけを持っており、オペレータの育成、作業受委託の促進を図ることにより地域と営農の実態に応じた生産組織を育成するとともに、法人化への誘導を図る。

特に、中山間地域で担い手の確保が困難な地域においては、当面集落を単位とした生産組織の育成を図り、地域計画の策定・見直しに向けた地域での話し合いを進め、農地中間管理事業を通じて当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農業法人又は特定農業団体の設立・育成を図る。

- 5 市は、農業経営改善計画の認定を受けた者（以下「認定農業者」という。）及び認定農業者を志向する者、生産組織等を対象とした経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会の開催等を関係機関の協力により、充分なる相互連携を図りながら事業推進等の方向等について検討、懇談し、その円滑な推進を図っていく。

なお、農業経営改善計画の有効期間の終期を迎える認定農業者に対しては、その更なる経営の向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

第2 市における営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

1 営農類型

市において、第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として主要な営農類型を示すと概ね次のとおりである。

(1) 個別経営体

ア 水稻

経営規模	労働力	主な資本装備	作物体系 栽培管理
（作付面積等） 水稻 10ha （経営面積） 10ha	2.5人	作業場兼収納舎 1,500㎡ トラクター（45ps）1台 田植機（乗用6条）1台 コンバイン（自脱5条）1台 ロータリー（200cm）1台 代掻ハロー（260cm）1台	別表1

		乾燥機（40石） 1台 粃摺り機（5インチ） 1台 動力噴霧機 1台 ライスグレーダー 1台 ブロードキャスター 1台 自動計量器 1台 畦塗り機 1台 トラック（2t） 1台	
--	--	---	--

イ 水稲+作業受託

経営規模	労働力	主な資本装備	作物体系 栽培管理
（作付面積等） 水稲 5ha 小麦 1.7ha 作業受託延べ 65ha （耕起） 26ha （田植） 26ha （刈取） 13ha （経営面積） 6.7ha	2人	トラクター（45ps） 1台 田植機（乗用施肥6条） 1台 コンバイン（自脱5条） 1台 ロータリー（200cm） 1台 代掻ハロー（260cm） 1台 播種機（8連） 1台 乾燥機（34石） 1台 粃摺り機（5インチ） 1台 ブロードキャスター 1台 動力噴霧器（500ℓ） 1台 ライスグレーダー 1台 自動計量器 1台 フォークリフト 1台 普通トラック（2tダンプ） 1台 トラック（軽） 4WD 1台	別表1

ウ 水稲+黒大豆

経営規模	労働力	主な資本装備	作物体系
------	-----	--------	------

			栽培管理
(作付面積等) 水稻 7 ha 黒大豆 4 ha (経営面積) 11ha	3人	トラクター (45ps) 1台 田植機 (乗用施肥6条) 1台 コンバイン (自脱5条) 1台 ロータリー (200cm) 1台 代掻ハロー (260cm) 1台 播種機 (8連) 1台 乾燥機 (34石) 1台 籾摺り機 (5インチ) 1台 ブロードキャスター 1台 動力噴霧器 (5000) 1台 ライスグレーダー 1台 自動計量器 1台 フォークリフト 1台 普通トラック (2tダンプ) 1台 トラック (軽) 4WD 1台 溝堀り機 (オーガー30cm) 1台 中耕培土機 (3連) 1台 ビーンズハーベスター (自走式 1条) 1台 ビーンズスレッシャー (自走 式) 1台	別表1

エ 水稻+野菜

経営規模	労働力	主な資本装備	作物体系 栽培管理
(作付面積等) 水稻 50 a ハウストマト 25 a ホウレンソウ 20 a	2.5人	作業場兼収納舎 40㎡ ビニールハウス 1,000㎡×2 棟 トラクター (24ps) 1台	別表1 ※水稻につい ての基幹作業 は、委託とする

太ねぎ 50 a (経営面積) 1.45ha		うど掘り取り機 1台 管理機(4ps) 1台 動力噴霧器(300) 1台 軽トラック 1台	
----------------------------------	--	--	--

オ 水稲+野菜

経営規模	労働力	主な資本装備	作物体系 栽培管理
(作付面積等) 水稲 100 a ピーマン 10 a うど 50 a やまのいも 50 a (経営面積) 2.1ha	2人	作業場兼収納舎 40m ² 軟化ハウス 500m ² ×5棟 トラクター(24ps) 1台 うど掘り取り機 1台 管理機(4ps) 1台 動力噴霧器(300) 1台 軽トラック 1台	別表1 ※水稲についての基幹作業は、委託とする

カ 水稲+野菜

経営規模	労働力	主な資本装備	作物体系 栽培管理
(作付面積等) 水稲 130 a うど 35 a 黒大豆枝豆 30 a やまのいも 70 a 太ねぎ 10 a (経営面積) 2.75ha	2人	作業場兼収納舎 40m ² 軟化ハウス 500m ² ×2棟 トラクター(24ps) 1台 うど掘り取り機 1台 管理機(4ps) 1台 動力噴霧器(300) 1台 軽トラック 1台	別表1 ※水稲についての基幹作業は、委託とする

キ 施設野菜

経営規模	労働力	主な資本装備	作物体系 栽培管理
(作付面積等) ハウスイチゴ 50 a (経営面積) 0.5ha	4人	作業場兼収納舎 40m ² ビニールハウス 1,000m ² ×5棟 雨よけハウス 200m ² 架台×5棟 トラクター (15ps) 1台 管理機 (4ps) 1台 動力噴霧器 (300) 1台 軽トラック 1台	別表 1

ク 花き

経営規模	労働力	主な資本装備	作物体系 栽培管理
(作付面積等) シクラメン 10 a 花壇苗 15 a (経営面積) 0.25ha	3人	ガラス温室 1,500m ² 作業場 50m ² 灌水設備 1式 動力噴霧器 1台 土壌消毒機 1台 ボイラー 5台 ショベルカー 1台 トラック (2t) 1台	別表 1

ケ 茶

経営規模	労働力	主な資本装備	作物体系 栽培管理
(作付面積等) 茶 2.5ha	2.5人	製茶工場 350m ² 防霜ファン 1式	別表 1

<p>(経営面積) 2.5ha</p>	<p>管理機 1台 動力噴霧機 1台 動力散布機 1台 茶刈機(可搬式) 2台 トラック(軽) 1台 冷蔵庫 41m² 動力施肥機 1台 生葉管理装置 1式 蒸熱工程装置 1式 葉打、中火工程装置 1式 仕上げ工程装置 1式 再生加工設備 1式</p>	
-------------------------	---	--

コ 畜産

経営規模	労働力	主な資本装備	作物体系 栽培管理
<p>(飼養頭数) 酪農(乳用牛) 経産牛 100頭 育成牛 30頭</p>	<p>2人</p>	<p>畜舎 1,200m² 乾乳・育成舎 600m² パーラー舎 400m² 飼料倉 50m² 堆肥舎 300m² 浄化槽 日3m³処理 バンククーラー 3,500ℓ ミルクングパーラー 12頭 TMRミキサー 11m³ フォークリフト 1台 タイヤショベル 1台 軽トラック 1台 トラック(2t) 1台</p>	<p>(技術体系) ・鉄骨スレー ト牛舎 ・フリースト ール ・ミルクング パーラー ・糞尿処理は、 乾燥ハウス と堆積発酵 ・牛群検定事 業の実施 ・受精卵移植 技術の応用</p>

サ 畜産

経営規模	労働力	主な資本装備	作物体系 栽培管理
(飼養頭数) 肥育 (F 1種) 350 頭	3人	畜舎 2,070㎡ ほ育舎 70㎡ 倉庫 100㎡ 堆肥舎 800㎡ 自動給餌機 1台 ほ乳ロボット 1台 フロントローダー 1台 タイヤショベル 1台 軽トラック 1台 トラック (10 t) 1台	(技術体系) ・ 追い込み式 牛舎 ・ 出荷体重 700kg ・ 出荷月令27 ヶ月齢 ・ 肥育期間19 ヶ月間 ・ 生後1ヶ月 齢導入

シ 畜産

経営規模	労働力	主な資本装備	作物体系 栽培管理
(飼養頭数) 肥育 (黒毛和種 雌) 200頭	3人	畜舎 840㎡ 倉庫 100㎡ 堆肥舎 330㎡ フロントローダー 1台 タイヤショベル 1台 トラック (2t) 1台	(技術体系) ・ 追い込み式 牛舎 ・ 出荷体重 600kg ・ 出荷月令32 ヶ月齢 ・ 肥育期間24 ヶ月間 ・ 県内素牛9 ヶ月齢導入

ス 畜産 (繁殖)

経営規模	労働力	主な資本装備	作物体系 栽培管理
(飼養頭数) 繁殖 (黒毛和種 雌) 50頭	2人	畜舎 500㎡ 倉庫 50㎡ 堆肥舎 150㎡ フロントローダー 1台 タイヤショベル 1台 軽トラック 1台	(技術体系) ・ 追い込み式 牛舎又は繫 ぎ牛舎 ・ 一年一産 ・ 子牛出荷体 重 去勢 270Kg 雌 240Kg

(注) 個別経営体とは、個人又は一世帯によって農業が営まれている経営体であって、他産業並みの労働時間で地域の他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を確保できる経営を行い得るものとし、営農類型ごとの農業経営の指標について、その前提となる労働力構成は、標準的な家族農業経営を想定して、主たる従事者1人、補助従事者1～2人程度として示している。

(2) 組織経営体

ア 水稻+作業受託

経営規模	労働力	主な資本装備	作物体系 栽培管理
(作付面積等) 水稻 25ha 小麦 15ha 作業受託延べ 90ha (経営面積) 40ha	5人	作業場兼収納舎 159㎡ トラクター (53.35.24ps) 3台 施肥田植機 (乗用6条) 2台 コンバイン (自脱5条) 2台 乾燥機 (3t) 10台 粃摺機 (振動式) 2台 育苗播種機 1台 計量選別機 (2t/h) 1台 デスクハロー 1台 ドライブハロー 1台	別表1

		フロードキャスタ (600ℓ) 1 台 ブームスプレーヤ (600ℓ) 1 台 グレンコンテナ 3 台 マニアスプレッダー (1,200Kg) 1 台 フォークリフト 1 台 フロントローダー (300Kg) 1 台 トラック (2 t、軽) 2 台	
--	--	--	--

(注) 組織経営体とは、複数の個人又は世帯が共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並の労働時間で地域の他産業従事者と遜色ない生涯所得を確保できる経営を行い得るものとした。

2 経営管理の方法

- (1) 複式簿記記帳による経営と家計の分離
- (2) 青色申告の実施

3 農業従事の態様等

- (1) パート雇用制度の導入
- (2) ヘルパー制度導入により休日の確保

第2の2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標としては、現に市及びその近隣市町において、現に成立している優良な経営の事例を踏まえ、第2を参考とし、第1の4に示す目標を目指すものとする。

第3 農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

三田市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、関係機関と連携して

研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、三田市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向けて、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事と共に農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着して活躍できるよう必要な支援を行う。

2 市が行う取組

市は、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関し、下記に掲げる事項を推進する。

- (1) 新たに農業を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた農業研修の受講支援、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。
- (2) 就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面などの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。
- (3) 関係機関と連携して就農促進のための条件整備や就農地の確保等に努めるとともに、第6に定める地域計画の策定等による地域ぐるみの就農促進体制づくりを進める。また、青年等が地域計画の目標地図に農業を担う者として位置付けられるよう促すとともに、認定新規就農者向けの支援策等の積極的な活用を推進する。
- (4) 新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や、県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに青年等就農計画の達成が見込まれるものに対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業

者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

市は、関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地等の取得、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割により実施する。

(1) 情報提供及び相談対応

市及び関係機関は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、就農及び農用地等に関する情報を提供し、就農全般に関する相談対応を行う。

(2) 研修先の紹介・あっせん

市及び関係機関は、実践的な農業研修の受講を希望する就農希望者に対し、市内の先進的な農業経営等での研修を紹介・あっせんする。

(3) 営農指導

新たに農業経営を開始した者の認定農業者への移行に向けた経営発展のため、営農技術、農業経営、農用地確保、農業機械・施設等の取得、資金及び販路相談等、関係機関で連携して支援を行う。

4 就農希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

市は、関係機関と連携し、市内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活等のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

また、農業を担う者の確保のため関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、市内において後継者がいない場合は、県及び農業経営・就農支援センター等へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう、関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

市内において作成される地域計画の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経

営を営む者に対する農用地の集積、集約化を進めるため、担い手間の調整や基盤整備等を行い、県、市、農業委員会、農業協同組合及び農地中間管理機構等が一体となって農用地の利用調整に取り組み、分散錯圃の状況を解消し、担い手への農用地の集積面積の増加や集約化を図る。

また、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たす経営体を含め新規就農の促進を図る。

なお、将来の地域における農用地の利用に占める面積シェアについての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアについての目標
--

面積のシェア：50%

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稻については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作物については、耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積シェアの目標である。

2 目標年次はおおむね10年先とする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実施等の現状

市では、米、野菜、花き、茶、畜産等を主体とした農業生産が展開されており、農用地の利用については認定農業者等を中心とした担い手への集積が進んでいるが、集積された農地は比較的分散しており、ほ場間の移動が多いことや大規模機械の導入ができないことなど、効率的な作業が進まず、結果として労働時間や経費がかさむことになり、担い手が経営のコストダウンを図る上で課題となっている。

(2) 今後の農地利用の見通し及び認定農業者等への農用地の利用集積の農地利用ビジョン

分散農地の解消策を講じ、担い手に面的集積しなければ経営が圧迫され、経

営に支障が生じる。また、受け手の確保、戦略的作物の導入等について適切な施策を講じなければ優良農地も遊休農地化し、市の重要産業である農業に重大な支障を及ぼすおそれがある。このため、認定農業者等を中心とした効率的かつ安定的な経営体を育成し、農用地を面的に集積することを誘導するとともに、農用地利用改善団体を育成し、それらが一体となって地域の農地を守る体制の整備等を進めることにより、市内農地の効率的利用を行い農業の振興を図る。

(3) 将来の農用地利用ビジョンの実現に向けた具体的な取り組み内容及び関係機関及び関係団体との連携等市の将来の農用地利用ビジョンの実現を図るため、以下の施策等を積極的に推進する。

ア 認定農業者、集落営農組織、農地所有適格法人等、効率的かつ安定的な経営体の育成

イ 地域の実情にあわせた多様な担い手の育成

ウ 農地中間管理事業等による、農用地の集積及び集約化促進

エ 遊休農地解消のため基盤整備等の実施

オ ブロックローテーションの推進及び戦略的作物の導入

なお、これらの施策の円滑な推進のため、関係機関で農用地に係る情報の共有を進めるとともに、指導体制の整備を行う。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

市は、兵庫県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第6「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、市農業の地域特性、すなわち、都市近郊としての立地性を活かし、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などを十分踏まえて、農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

1 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

(1) 協議の場の設置の方法

協議の場の開催にあたっては、基幹作物である水稻の農繁期を除いた時期を原則として、当該区域と協議して設定することとし、開催にあたっては、市ホームページの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用して周知を図

る。参加者については、農業者、農地所有者、市及び関係機関等とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

(2) 地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように協議の場を設置することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号）に基づく活性化計画を作成し、粗放的利用等による農用地の保全等を図ることとする。

(3) 進捗管理

市は、地域計画の策定に当たって、関係機関と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行う。

(4) その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

市は、関係機関と連携しながら、地域計画の達成に資するよう、農地中間管理事業及び農地中間管理事業の特例事業の実施による農用地についての利用権の設定等を促進する。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（地域の農用地面積、営農形態に応じ1～数集落）とする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

ア 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(ア) 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

(イ) 農用地利用改善事業の実施区域

(ウ) 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

(エ) 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

(オ) 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

(カ) その他必要な事項

イ 農用地利用規程においては、アに掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

ア 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項第1号の事業を行う農事組合法人その他の団体（農業経営基盤強化促進施行令（昭和55年政令第219号。以下「施行令」という。）第10条に定める基準に従った定款又は規約を有しているものに限る）であって、(2)に規定する区域をその地区とし、かつ、当該地区内の農業者の三分の二以上が構成員となっているものは、その行おうとする農用地利用規定を定め、これを市に申請して、当該農用地利用規程が適当である旨の認定を受けることができる。

イ 市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

(ア) 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

(イ) (4)のアの(イ)に掲げる実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規定の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。

(ウ) 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために

適切なものであること。

(エ) (4)のアの(エ)に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

(オ) 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

ウ 市は、イの認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を市の掲示板への掲示等により公告する。

エ アからウまでの規程は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人を定める農用地利用規程の認定

ア (5)のアに規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、その他施行令第11条に掲げる要件に該当するものに限る（以下「特定農業団体」という。））を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程に定めることができる。

イ アの規定により定める農用地利用規程においては、(4)のアに掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

(ア) 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

(イ) 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

(ウ) 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

(エ) 農地中間管理事業の利用に関する事項

ウ 市は、イに規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)のアの認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)のイに掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)のアの認定をする。

- (ア) イの(イ)に掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
- (イ) 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
- エ イで規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。
- (7) 農用地利用改善団体の奨励等
- ア (5)のイの認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認めるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。
- イ アの勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ウ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。
- (8) 農用地利用改善事業の指導、援助
- ア 市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

イ 市は、(5)のアに規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域計画の策定に向けた協議における、農作業受委託の活用の周知

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託についてあっせん等に努めるとともに、農作業の委託を受ける農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により農作業受委託の促進に努めるものとする。

4 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

市は、1から4までに掲げた事項の推進にあたっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 市は、県営圃場整備事業、土地改良総合整備事業による農業生産基盤整備の促進を通じて水田の大区画化を進め効率的かつ安定的な農業経営発展の為の条件整備を図る。

イ 市は、高平地区農業農村活性化農業構造改善事業により農村の活性化を図り農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

ウ 市は、三田市水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取り組みによって、水稲作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図る。

エ 市は、農業集落排水事業の実施を促進し、農業生産の増大と生活環境の向上を図る。

オ 市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 事業推進体制等

ア 事業推進体制等

市は、農業委員会、農業改良普及センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、農地中間管理機構、農業経営・就農支援センター、その他関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

イ 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力を努めるものとする。

第6 その他この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化事業の実施上必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、平成7年3月1日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成12年8月2日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成18年8月31日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成22年6月8日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成26年10月1日から施行する

附 則

この基本構想は、平成28年10月1日から施行する

附 則

1 この基本構想は、令和5年10月1日から施行する。

2 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定に基づき、施行日から起算して2年を経過する日（法第19条の規定により地域計画が定められ、及び公告されたときは、当該地域計画の区域については、その公告の日の前日）までの間は、なお従前の基本構想に基づき、利用権設定等促進事業を実施する。

別表 1

〔個別経営体〕

(1) 水稻

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
栽培体系	山田錦 △-----○----- -----■ 播種 田植 収穫 コシヒカリ △-----○----- -----■											
栽培管理	山田錦 10 a 当たり 5 条植田植機 コンバイン 種子 3.5kg 耕起 刈取り 育苗 25 箱 代かき 追肥 追肥 穂肥 土改材散布 元肥 除草剤散布 病虫害防除 落水											
	コシヒカリ 育苗ハウス張り 砂土 防除 草刈 防除 コンバイン 鋤込み 育苗準備 床土調整 代掻 間断灌水 収穫乾燥 改良材散布 耕うん 耕うん箱 田植 溝切り 調整出荷 土改材散布 種子量 除草剤散布 病虫害防除 落水 機械保全点検 3.5kg 育苗箱 22 枚											

(2) 水稻+作業受託

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
栽培体系	山田錦 △-----○----- -----■ 播種 田植 収穫 コシヒカリ △-----○----- -----■ 麦 -----■ -----△----- 深耕 → ← 耕起代かき → ← → ←深耕 ← 育苗田植 → 収穫・乾燥 ← → 麦播種											
栽培管理	山田錦 10 a 当たり 4 条植 コンバイン 種子 3.5kg 耕起 刈取り 育苗 25 箱 代かき 追肥 追肥 穂肥 土改材散布 元肥 除草剤散布 病虫害防除 落水											
	コシヒカリ 育苗ハウス張り 砂土 防除 草刈 防除 コンバイン 鋤込み 育苗準備 床土調整 代掻 間断灌水 収穫乾燥 改良材散布 耕うん 耕うん箱 田植 溝切り 調整出荷 土改材散布 種子量 除草剤散布 病虫害防除 落水 機械保全点検 3.5kg 育苗箱 22 枚											

(3) 水稻+黒大豆

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		
栽培体系	黒大豆					△---○-----■ ■ ■								
						播種 定植		播種後 12日頃			収穫			
						播種量 3ヶ								
	コシヒカリ					△-----○-----■								
						播種		田植			収穫			
栽培管理	黒大豆		耕起		畝立		中耕		除草		防除		株ぬき 乾燥	
			排水		播種		施肥		排水				稲穂架け 脱粒・選別	
	畝幅 150cm				定植		排水		防除					
	株間 45cm				防除		除草		施肥					
	1条植え				中耕									
	栽植密度 1480株/10a													
	コシヒカリ	育苗ハウス張り		砂土		防除		草刈		防除		コンバイン 鋤込み		
		育苗準備	床土調整		代掻		間断灌水				収穫乾燥		改良材散布	
		耕うん	耕うん箱		田植		溝切り				調整出荷		土改材散布	
			種子量		除草剤散布		病虫害防除		落水					
	機械保全点検		3.5kg											
			育苗箱											
			22枚											

(7) 施設野菜

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
栽培体系	ハウスイチゴ											
栽培管理	ハウスイチゴ											
	収穫 親株定植 ランナー切り離し 定植 ミツバチ導入 収穫											

(8) 花き

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
栽培体系	シクラメン											
栽培管理	移植	栽培管理	防除	防除	出荷鉢に	遮光	葉組	用土作成	播種	追肥	加温開始	出荷
	(3号鉢)	栽培管理	栽培管理	鉢上げ	下葉整理	下葉整理	播種準備	葉組	葉組	葉組	下葉整理	下葉整理
	出荷			防除	防除	用土作成	下葉整理	防除	防除	防除	防除	

(9) 茶

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
栽培体系												
栽培管理	一番茶摘採 二番茶摘採 刈り番 整枝 春肥 色付肥 夏肥 色付肥 夏肥 秋肥 秋肥 防 霜 除草 樹型せん枝 病虫害防除 病虫害防除 病虫害防除 病虫害防除											

[組織経営体]

(1) 水稻+作業受託

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
栽培体系	早生種 △-----○-----■ 播種 田植 収穫 中手種 △-----○-----■											
栽培管理	種子準備 4kg/10a		床土準備 801/10a 育苗箱 20箱/10a	育苗	本田準備	施肥田植	中干し	中干し	防除 防除	追肥 追肥	収穫 収穫出荷	